

	質問内容	回答
1	仕様書7（3）に記載されている「考案するメニューの食材費は、1食あたり150円～200円を 目安とする」とは、給食献立全体の食材費を指すのでしょうか。それとも、本事業において 受託者が追加で調達・負担する地場産物部分の食材費を指すのでしょうか。	給食献立全体の食材費ではありません。実際には、通常の給食献立に、本事業で考案するメニューを追加（または置き換え）する形で給食を実施することを想定しています。追加する一品にかかる食材費の総額（地場産物以外も含めて）を「一食あたり150円～200円」としてください。また、体験学習の時期と実際に給食提供を行う時期がずれるため、実際に給食で提供する食材は、体験学習を行った食材と違うものとすることも可能です。
2	三重県内で生産された農林水産物を、県内の生産者組織または加工事業者が給食用に下処 理、フィーレ加工、冷凍加工等を行った商品についても、本事業における「地場産物」として使用することは可能でしょうか。	可能です。ただし、原材料が三重県内で生産されたものであること、および県内の生産者組織または加工事業者による加工であることを確認できるものに限ります。使用を予定している場合は、事前に委託者へご相談ください。
3	仕様書では、市町内産または近隣地域産を優先して活用するよう努めることとされています が、学習上の意義や安定供給等の理由がある場合、実施校の所在地とは異なる三重県内の地域で生産・加工された食材を活用することは可能でしょうか。また、同一の県産食材を複数の実施校で活用することは可能でしょうか。	市町内産または近隣地域産を優先して活用するよう努めたうえで、特別な理由がある場合は、委託者と協議のうえ、県内産の食材の活用も可能です。なお、同一の食材を複数の実施校において活用する場合についても、同様に事前に委託者と協議してください。
4	地場産物の調達にあたり、受託者が生産者または生産者組織と連携しつつ、既存の学校給食納入事業者や食材供給事業者を経由して、共同調理場または学校へ納入する方法も認められるでしょうか。	実施校等と相談のうえ、認められる場合があります。 ただし、納入方法の調整や関係機関との連絡・協議については、委託者を窓口とします。委託者が各関係機関との確認・調整を行ったうえで対応いたします。
5	実施校または各地域において、これまで学校給食への食材提供実績がある生産者、生産者組織、食材供給事業者等について、契約締結後に県、教育委員会、学校または共同調理場から 情報提供を受けることは可能でしょうか。	情報提供が可能な市町もあります。 ただし、窓口については、契約締結後に委託者へご相談いただき、委託者を通じて情報提供を行う形とさせていただきます。
6	仕様書7（2）に記載されている体験学習について、児童生徒の発達段階、特別な支援の必要性、移動距離、安全面等を踏まえ、次のような方法を採用することは可能でしょうか。 ● 生産者や加工事業者を学校へ招く出前授業 ● 学校内での実物観察や調理前食材を使った体験 ● 生産・加工現場と学校をつなぐオンライン交流 ● 校外体験と校内学習を組み合わせた実施	生産者や加工業者のところへ出向いた体験学習を行うことを想定しています。提案していただいた実施方法については、実施校において特別な理由が生じた場合、委託者と協議のうえ判断させていただきます。
7	各実施校について、現時点で借り上げバス等による移動が必要と想定されている学校はありますでしょうか。また、学校、市町等が保有する車両や既存の移動手段を利用できる場合、 その利用を前提として実施計画を作成することは可能でしょうか。	津市の特別支援学校（体験人数15人）と名張市の特別支援学校については自校のバスを利用することを前提に計画することが可能です。すべての学校において体験場所が決まっていないので、他の7校はバス等による移動が必要となると考えてください。実施校の人数や体験場所によっては、バス以外の交通機関（電車、タクシー等）や、徒歩での移動も可能です。
8	食材の加工・配送、体験学習の実施支援、専門的な食育指導等について、生産者組織、食材 供給事業者、運送事業者、管理栄養士等の外部専門機関と業務を分担することは可能でし ょうか。可能な場合、再委託または外注に関する事前承認、金額割合その他の条件があればご 教示ください。	第三者に再委託することは可能です。ただし、契約書（案）第 4 条の規定に基づき、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託金額等を記載した書面を提出し、委託者の承認を得る必要があります
9	仕様書では、最終的な実施校は委託者が決定するとされていますが、契約後に実施校、体験 人数、給食提供数、実施内容等に大幅な変更が生じた場合、実施方法や契約内容について協 議することは可能でしょうか。	契約書（案）第 7 条にあるとおり、必要がある場合には受託者と委託者が協議して契約内容の変更を検討することができます。
10	仕様書15では、委託業務完了後の支払いとされていますが、業務期間中の食材費、加工 費、配送費、体験学習費等の負担が大きくなる場合も、完了後の一括払いのみとなるでし ょうか。部分払、概算払、その他利用可能な支払方法がある場合は、その条件をご教示くださ い。	契約書（案）第11条にあるとおり、部分払い、概算払い等その他利用可能な支払い方法はございません。
11	参加資格確認申請書を提出し、参加資格が認められた後、実施体制等を検討した結果、企画 提案書の提出を辞退する場合、必要となる手続または提出書類はありますでしょうか。	辞退する旨を任意の様式にてメール等で保健体育課まで提出してください。